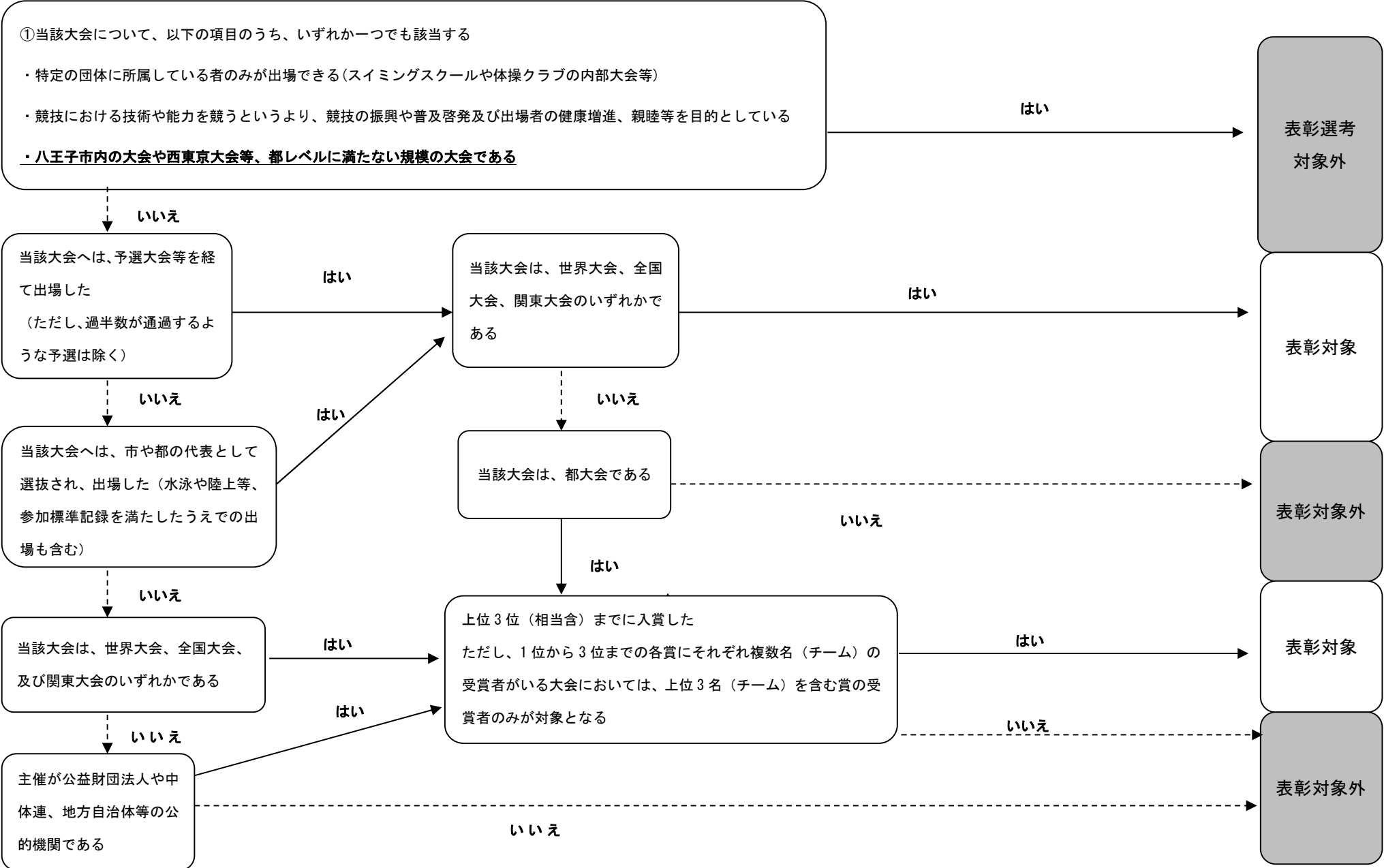


八王子市教育委員会表彰規程第3条表彰基準

■表彰対象者 市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童、生徒
■表彰対象期間 毎年1月1日から同年12月31日まで

区分	対象事績	確認書類等
第3条第1号 有益な調査、研究、発明発見又は工夫考案をしたもの	原則として、都道府県規模以上の団体等において、その内容が高く評価されているもの	調査等の概要がわかるもの及び団体等の評価のわかるもの
第3条第2号 特に他の模範とするに足る行為があつたもの	1 人命救助、応急手当、初期消火活動、誘拐未然防止等(その行為がなかった場合、明らかに事故につながると考えられるもの) 2 ボランティア(福祉、環境美化、地域貢献等)活動や伝統文化の継承、善行等を、年に12回以上かつ3年以上継続的に行っているもの(ただし、部活動等としての活動の場合は、募金活動や地域における社会福祉施設への慰問等、学校外における活動を対象とする)なお、そのものが表彰後も活動を継続している場合は、その後3年ごとに表彰することができるものとする 3 その他、特に顕著な活動	1 行為及び内容がわかるもの(新聞記事等)警察、消防署等から感謝状などを受けている場合はその写しなど 2 実践の記録等、活動内容がわかるものや他団体からの表彰状の写しなど
第3条第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為があつたもの	大会に出場し、技能を競うもの(例:陸上競技大会、ダンス大会、ピアノコンクール等) 1 予選大会及び審査等を経て出場した東京都大会において、上位3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 2 予選大会及び審査等を経て世界大会、全国大会又は関東大会へ出場した個人又は団体 3 本市又は都代表として、世界大会、全国大会又は関東大会へ出場した個人又は団体 4 世界大会、全国大会、関東大会において、上位3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 5 公的機関が主催している東京都レベル以上の大会において、上位3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 6 その他、特に顕著な成績を残した個人又は団体	主催者、後援者、大会やコンクール等の規模、参加者数、入賞者数等のわかるもの(募集要綱、結果報告書等)、表彰状の写しなど ※「上位3位(相当含)までに入賞した」とは、上位3名(チーム)を含む賞を受賞したことを指す。
	作品等を製作し、出展するもの(例:絵画や作文コンクール等) 1 東京都レベル以上のコンクール等において、規定の入賞率(東京都レベル:0.2%、全国レベル:0.5%以下)を満たした個人又は団体 2 公的機関が主催している東京都レベル以上のコンクール等において、上位1位から3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 3 その他、特に顕著な成績を残した個人又は団体	

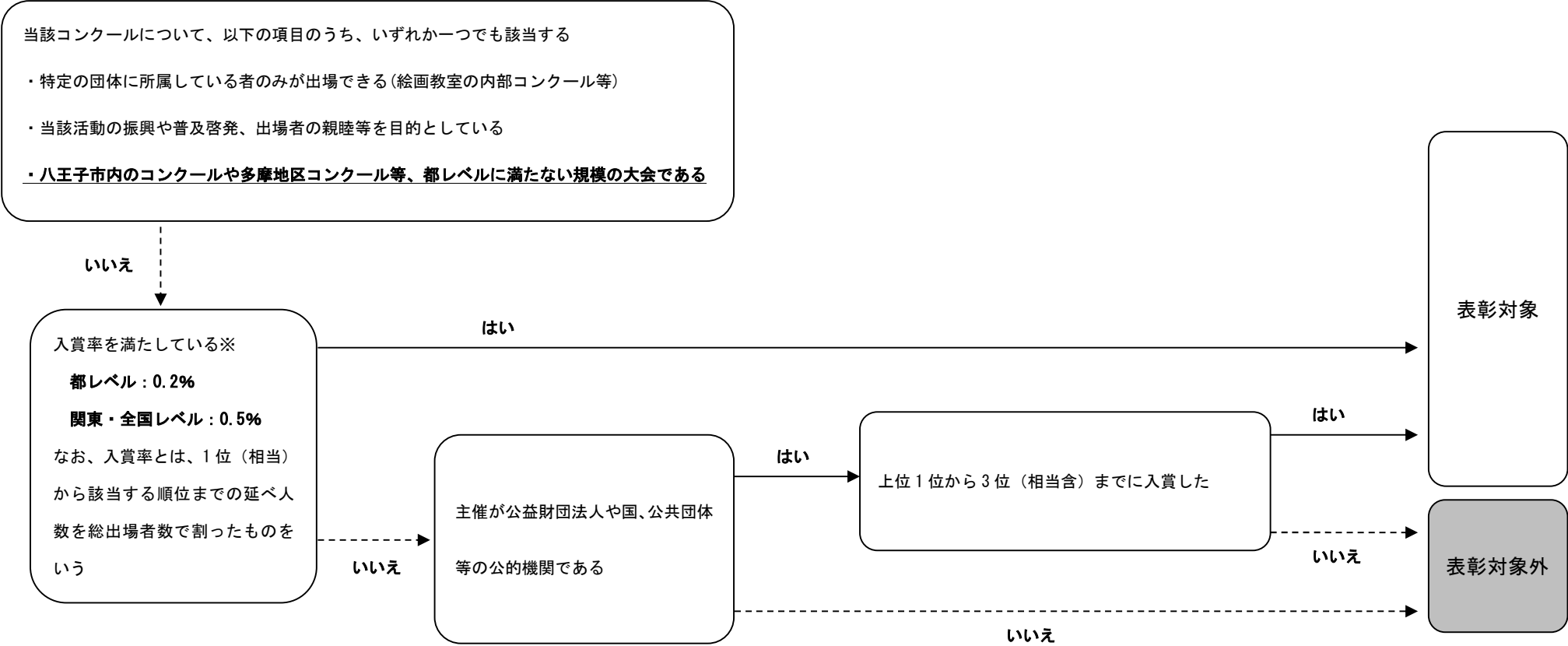
表彰基準第3条第3号フローチャート【大会に出場し、技能を競うもの（例：陸上競技大会・ダンス大会・ピアノコンクール等）】



◎あくまでも推薦段階におけるめやすです。本チャートで対象となったとしても、必ず表彰の対象になるとは限りません。

◎特殊なケースの場合は、教育総務課総務担当までご相談ください。

表彰基準第3条第3号フローチャート【作品等を製作し、出展するもの（例：絵画や作文コンクール等）】



※ 例）全国各地で行われた都道府県予選には計1200点が出展され、その中から300点が全国コンクールに出展された。全国コンクールにおける最終的な結果は、金賞受賞者1名、銀賞受賞者2名、銅賞受賞者3名となった。この大会において銅賞を受賞した場合、入賞率は、
$$(1+2+3) \div 1200 \times 100 = 0.5\%$$

となるため、表彰対象となります。

◎あくまでも推薦段階におけるめやすです。本チャートで対象となったとしても、必ず表彰の対象になるとは限りません。

◎特殊なケースの場合は、教育総務課総務担当までご相談ください。